

簡易公募型指名競争入札のお知らせ

下記の案件について、簡易公募型指名競争入札を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 8年 6月26日

宇治市長 松村 淳子
(担当課：契約課)

記

業務名	小中学校低濃度PCB廃棄物収集運搬及び処分業務委託(その1)		
業務場所	北槇島小学校 ほか9校		
委託期間	令和8年8月5日 ~ 令和9年3月31日 239日間		
業務概要及び条件	小中学校低濃度PCB廃棄物収集運搬及び処分業務委託		
予定価格	¥10,064,450 (税込)	最低基準価格	¥7,045,000 (税込)
入札参加者に必要な資格・条件			
別紙「説明会に替えて連絡する事項」に記載のとおり			
入札参加表明書の受付			
提出期限	令和8年7月9日(木) 午後 5時 00分 まで		
提出場所	郵便入札		
添付資料	別紙参加表明書に記載のとおり		
入札予定	予定日 令和8年7月29日(水) 場 所 宇治市役所 西館4階入札室		
前払金	無	部分払	無
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
その他	本件はランダム係数を用いた最低制限価格を適用しますのでご注意ください。 本件は郵便による入札を実施します。別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。		

説明会に替えて連絡する事項

- ・入札参加者に必要な資格・条件は次のとおりです。

次の①～②の全てを満たすこと。〈単体業者又はJV〉

①AまたはBのいずれかを満たすこと。

A. 廃棄物処理法第15条の4の4の第1項に基づく無害化処理認定事業者

B. 特別管理産業廃棄物処分業許可（処分地－PCB汚染物及び廃PCB等）

②特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（京都府－PCB汚染物及び廃PCB等、処分地－PCB汚染物及び廃PCB等）

※単体業者で①－Aにて、収集運搬の認定を受けている者については②は不要とする。

- ・参加表明に際して

1.単体業者

参加表明の際には、参加表明書に記載の添付書類③⑤（③にて収集運搬の認定を受けている場合は⑤は不要）または④⑤を添付すること。

2.共同企業体

- ・本業務を複数の者で履行する場合（例：運搬はA社、処分はB社）には共同企業体（構成員は何者でも構わない）として参加表明すること。
- ・参加表明の際には、参加表明書に記載の添付書類①②③⑤または①②④⑤までを添付すること。

※宇治市競争入札等参加資格者名簿登録を行っていない者については参加表明書に記載の添付書類⑥を提出すること。（共同企業体の場合は構成員についても提出が必要）

- ・本案件に係る質疑の受付は、次のとおりとします。

令和8年 6月26日（金）午前9時から

令和8年 7月16日（木）午後5時まで

- ・分析結果報告書につきましては指名時にお渡しします。
- ・お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。
- ・郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。

- ・封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。
- ・「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」は、宇治市ホームページ（<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>）よりご確認ください。
- ・令和8年4月1日以降に発注する案件については、指名業者を事後公表とします。

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

小中学校低濃度P C B廃棄物収集運搬及び
処分業務委託（その1）

宇治市

小中学校低濃度PCB廃棄物収集運搬及び処分業務委託（その1） 仕様書

1. 業務名称

小中学校低濃度PCB廃棄物収集運搬及び処分業務委託（その1）

2. 保管事業者及び排出事業者

本仕様書においては、「宇治市長 松村 淳子」を保管事業者及び排出事業者とする。

3. 業務概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、宇治市立北槇島小学校（京都府宇治市槇島町本屋敷 40-2）他 9 校に保管中の低濃度 PCB 廃棄物の収集運搬及び処分を行う。

4. 廃棄物及び保管場所

収集運搬及び処理を行う廃棄物及び保管場所は「別紙 1 廃棄物詳細」及び「別紙 2 廃棄物保管状況及び周辺写真」の通りとする。

なお、別紙 1 廃棄物詳細内の「濃度」の項目において分析中と記載のものについては、分析結果が判明次第報告するものとする。

5. 履行期限

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までの期間で実施し、実施日程の詳細については、別途協議する。なお、北小倉小学校及び南小倉小学校はキュービクル内に保管されており、停電を伴うが、閉校しているため、平日の作業が可能。

6. 業務実施要領

(1) 業務計画書の提出

受託者は、契約締結後速やかに担当者と協議し、「PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」に基づき、工程表、作業従事者の氏名及び緊急連絡体制を記載した計画書を提出すること。

(2) 打合せの実施

本業務を円滑に遂行するため、業務計画、収集運搬、他作業等に関して、事前に発注者と打ち合わせを行うこと。

(3) 作業に関すること

本業務に使用する機材、材料、消耗品等、またそれに付随する費用は受託者の負担とすること。また、本業務で発生した廃材・残材等は受託者の責任において、関係法令を遵守し、適切に処理するものとし、これらの費用はすべて受託者の負担とする。

受託者は作業において、建物、設備等に損傷を与えることの内容必要な養生等を行い、損傷を与えた場合は受託者の責任において原状に復すること。また、PCBの飛散や漏洩等の防止措置を講じ、事故が発生しないよう細心の注意を払うこと。漏洩等が生じた場合は、直ちに汚染防止の措置を講じ、その責任は受託者が負うこと。保管場所によっては、狭小箇所等があるため、フェンスの取外し等を実施する場合には、作業完了時には復旧すること。

(4) 収集運搬及び処分業務

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法をはじめとする関係法令等の遵守に加え、「低濃度 PCB 廃棄物の処理に関するガイドライン」、「低濃度 PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン廃棄物収集・運搬ガイドライン」等に即して業務を行うこと。収集運搬時に対象の低濃度 PCB 廃棄物から油の漏洩等がある場合は、発注者に報告し、機器の補修等を行い、収集運搬等の安全を確保すること。また、その機器を受けていたオイルパン等も低濃度 PCB 廃棄物として収集運搬及び処分するものとする。

また、消防法、労働安全衛生法及びその他現行諸法令を遵守するとともに、関係各署への一切の責任を負うものとする。

(5) 業務完了報告書の提出

業務完了後、遅滞無く業務完了報告書（任意様式）を提出すること。（搬出状況写真及び処理場への搬入完了写真は必須とする。）産業廃棄物管理票(マニフェスト)(以下「マニフェスト」という。)については、収集運搬業務の完了後にマニフェスト B2 票を、中間処理の完了後にマニフェスト D 票を、最終処分の完了後にマニフェスト E 票をそれぞれ発注者に提出すること。

7. 業務の一時停止

受注者は、やむを得ない事由があるときは、発注者の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、受注者は発注者にその事由を説明し、かつ発注者における影響が最小限となるよう努力する。

8. 事故発生時の報告

受注者は、本業務に関し、事故その他契約の履行を行い難い事由が生じたときは、直ちに発注者に報告し、その指示に従うこと。業務の履行に当たって事故が発生したとき又は事故が発生するおそれのあるときは、発注者の指示を受け、又は発注者受注者協議の上、臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、受注者の判断によって臨機の措置をとらなければならない。その場合において、受注者は、そのとった措置の内容について、遅滞なく発注者に報告しなければならない。

9. 紛争の処理

受注者は、第三者との間に発注者の責めに帰さない紛争が生じたときは、受注者の責任と負担においてその一切の処理すること。

10. 協議

この仕様書に定めのない項目に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度発注者、受注者が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

11. 履行条件

- (1) 本業務履行に際しては関係法令等を遵守し、安全かつ適正に実施すること。
- (2) 本業務と同様以上の業務経験を元請けとして有していること。
- (3) 業務は全て受注者が責任を持って行うこととし、一括下請けしないこと。
- (4) 作業員が作業に従事するときは、制服等を着用させ作業員であることを明確にさせるものとする。
- (5) 作業時には近隣住民への迷惑防止に努め、生活上の支障が最小限になるよう配慮すること。
- (6) 本業務の契約については、収集運搬及び処分をそれぞれ締結し、提出書類に関しても、それぞれ提出すること。また、収集運搬業者と処分業者が同一の場合は、この限りではない。
- (7) 本仕様書に明記なき事項又は疑義が生じた場合は監督職員と協議を行うものとする。

12. 提出書類

- (1) 作業従事者名簿及び現場責任者に必要な資格等の写し
- (2) 収集運搬業の許可証及び処分業の認定証又は許可証等の写し
- (3) 本業務と同様以上の業務経験を示す書類
- (4) 業務計画書（工程表、運行計画書）
- (5) 業務完了報告書（写真等報告書、マニフェスト）

別紙1 廃棄物詳細

学校名	住所	廃棄物の種類	廃棄物の型式等		製造年月	表示記号等	重量	概略寸法	濃度区分	濃度	保管場所
			定格容量	製造者名							
1 北横島小学校	京都府宇治市横島町本屋敷40-2	低濃度PCB混入電機機器 (トランス)	75KVA	三菱電機㈱	1982年	不明	350kg	97×64×57	低濃度	20mg/kg	物置
		低濃度PCB混入電機機器 (トランス)	75KVA	三菱電機㈱	1982年	不明	295kg	97×53×63	低濃度	7.6mg/kg	物置
2 北小倉小学校 (閉校)	京都府宇治市小倉町堀池72	高圧油入開閉器	100A	㈱戸上電機製作所	1973年	不明	43kg	40×43×43	低濃度	24mg/kg	キュービクル
		低濃度PCB混入電機機器 (トランス)	75KVA	三菱電機㈱	1974年	不明	420kg	112×65×62	低濃度	1.4mg/kg	キュービクル
3 南小倉小学校 (閉校)	京都府宇治市小倉町南浦40-1	低濃度PCB混入電機機器 (トランス)	75KVA	大阪変圧器㈱	1977年	不明	370kg	98×76×50	低濃度	1.2mg/kg	キュービクル
		低濃度PCB混入電機機器 (トランス)	75KVA	三菱電機㈱	1978年	不明	355kg	120×60×65	低濃度	26mg/kg	倉庫
4 大久保小学校	京都府宇治市広野町中島1-1	高圧油入開閉器	100A	㈱大垣電機製作所	1973年	不明	37kg	不明	低濃度	分析中	物置
		低濃度PCB混入電機機器 (トランス)	50KVA	三菱電機㈱	1985年	不明	190kg	74×46×57	低濃度	2.2mg/kg	校舎内倉庫
5 西大久保小学校	京都府宇治市大久保町旦椋25	低濃度PCB混入電機機器 (トランス)	50KVA	三菱電機㈱	1985年	不明	225kg	74×55×50	低濃度	20mg/kg	校舎内倉庫
6 南部小学校	京都府宇治市五ヶ庄戸ノ内15-1	低濃度PCB混入電機機器 (トランス)	50KVA	三菱電機㈱	1971年	不明	295kg	107×65×65	低濃度	10mg/kg	ダストシュート
7 宇治中学校	京都府宇治市宇治矢落64-1	低濃度PCB混入電機機器 (トランス)	75KVA	三菱電機㈱	1974年	不明	420kg	111×67×63	低濃度	1.2mg/kg	物置
		低濃度PCB混入電機機器 (トランス)	30KVA	大阪変圧器㈱	1974年	不明	205kg	90×58×58	低濃度	分析中	物置
8 北宇治中学校	京都府宇治市横島町島前33	低濃度PCB混入電機機器 (トランス)	30KVA	大阪変圧器㈱	1971年	不明	270kg	95×74×45	低濃度	38mg/kg	物置
		低濃度PCB混入電機機器 (トランス)	50KVA	大阪変圧器㈱	1971年	不明	272kg	100×63×64	低濃度	3.6mg/kg	物置
9 広野中学校	京都府宇治市広野町尖山3	低濃度PCB混入電機機器 (コンデンサ)	15KVA	三菱電機㈱	1985年	不明	14kg	34×48×11.5	低濃度	分析中	物置
		低濃度PCB混入電機機器 (トランス)	50KVA	三菱電機㈱	1983年	不明	235kg	97×60×60	低濃度	5.3mg/kg	物置
10 東宇治中学校	京都府宇治市五ヶ庄池ノ浦36-1	低濃度PCB混入電機機器 (トランス)	50KVA	大阪変圧器㈱	1982年	不明	300kg	92×64×48	低濃度	1.3mg/kg	物置